

消食基第137号
令和7年2月21日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示につい
て」の一部訂正について

令和7年2月10日付け消食基第70号消費者庁次長通知「食品、添加物等の規格
基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を
損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の
一部を改正する告示について」の別紙の一部に誤りがありましたので、下記のと
おり訂正します。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がない
ようお取り計らいをお願いします。

記

箇所	正	誤
動物用医薬品スルフィソゾール（合成 抗菌剤）の食品名	魚介類（その他の 魚類に限る。）	その他の魚介類 （その他の魚類に 限る。）